

マイナンバーの

記入や提示が必要となります！

平成 28 年 1 月から、市の手続きでもマイナンバーの記入や提示が必要になります。手続きをする場合には、今までの必要書類に加えてマイナンバーの提示と本人確認が必要です。下表の必要なものを持参して手続きをしてください。

マイナンバーの確認と本人確認に必要なもの

マイナンバー確認に必要なもの	本人確認に必要なもの
通知カード	運転免許証またはパスポートなど
個人番号カード	個人番号カード



マイナンバーの記入や提示が必要になる主な手続き

※ほかにもマイナンバーが必要になる場合があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください

暮らし

手続き		問い合わせ
住民票	転入・転居・転出のため、住民票を異動するとき	市民課
戸籍	戸籍届出(氏名などに変更があるとき)	(千代田庁舎)

子育て

手続き		問い合わせ
給付や届出	児童手当の新規認定請求するとき	子ども家庭課 (千代田庁舎)
	児童扶養手当の新規認定請求をするとき	
	保育所(園)・認定こども園などの入所申し込みをするとき	
	母子健康手帳の交付申請(妊娠届出)をするとき	霞ヶ浦保健センター
未熟児養育医療の給付申請をするとき		

税金

手続き		問い合わせ
市民税	市県民税申告書を提出するとき(平成 28 年分の申告から)	税務課 (千代田庁舎)
	市県民税減免申請書を提出するとき	
	法人市民税申告書を提出するとき	
	軽自動車税減免申請書を提出するとき	
固定資産税	相続人代表者指定(変更)届を提出するとき	
	未登記家屋名義変更届を提出するとき	
	納税管理人(変更)申告書を提出するとき	
	償却資産申告書を提出するとき	
	固定資産税減免申請書を提出するとき	

保険

手続き		問い合わせ
国民健康保険	加入・脱退するとき	国保年金課 (千代田庁舎)
	修学や施設入所のため、市外に転出するとき	
	被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主を変更するとき	
	療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請をするとき	
	第三者行為による被害の届出をするとき	
	被保険者証、高齢受給者証の再交付を申請するとき	
	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請するとき	
	税の減免と、一部負担金の免除等申請をするとき	
	基準収入額適用申請をするとき	
後期高齢者医療	被保険者証の再交付を申請するとき	国保年金課 (千代田庁舎)
	特定疾病療養受領証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付を申請するとき	
	高額療養費や補装具等の療養費の支給申請をするとき	
	障害認定により加入するとき ※ 75歳年齢到達は除く	

介護・福祉

手続き		問い合わせ
介護保険	被保険者証等の再交付を申請するとき	健康長寿課 (千代田庁舎)
	負担限度額認定証の再交付を申請するとき	
	負担割合証の再交付を申請するとき	
	負担限度額認定の申請をするとき	
	介護認定・更新・区分変更の申請をするとき	
	高額介護サービス費の支給申請をするとき	
福祉	身体障害者手帳に関する申請をするとき	社会福祉課 (千代田庁舎)
	精神障害者保健福祉手帳に関する申請をするとき	
	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当に関する申請をするとき	
	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に関する申請をするとき	
	補装具費に関する申請をするとき	
	障害福祉サービスに関する申請をするとき	
	障害児通所支援に関する申請をするとき	
	地域生活支援事業に関する申請をするとき	
	生活保護を申請するとき	
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を請求するとき	

かすみがうら市役所

☎ 0299-59-2111 / ☎ 029-897-1111 FAX.0299-59-2130

HP アドレス / <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp> E-mail / info@city.kasumigaura.ibaraki.jp

